

パートナーシップという 「特別な関係」が壊れた時



安部 光一
Kouichi Abe

- A) 弁護士 約 40 年近く弁護士をしている
B) A の妻 A と結婚して約 40 年

はじめに

- B また、男と女の話？ あなたも好きね！？
A いや、そうじゃないよ。内縁関係や婚姻予約の判例を見ていたら考えさせられる事案があってね。どちらが正しいんだろうと思ってね。おまえに聞いて見ようと思ったんだよ。
B あなたの結論はだいたい読めるけど、それじゃ話してちょうだい。

パートナーシップという男女の関係

1 Y（男性）は、昭和 60 年 11 月大学 4 年の時に、結婚相談所を通じて、X（女性）と知り合い、翌年 3 月に入籍予定であったが、急に婚約を解消した。最初から波乱含みというか、平穏な関係ではなかったようである。X と Y は、その婚約解消を連名で親しい人達に書面で「お互いにとって大切な人には変わりがないため、スープの冷めないぐらいの近距離に住み、特別の他人として親交を深めることに決めました」と報告した。

2 その後、昭和 61 年 4 月頃から、お互い、別居とはいえないお互いの自宅を行き来した生活が始まった。X は、平成元年 6 月には長女、平成 5 年 2 月には長男を出産し、長女の出産の時は X は約 650 万円を Y の親から受け取り、Y は長男出産の時も相当額の援助をした。X Y は、長女、長男の出産に際しては、子どもが法律上不利益を受ける事がないように、その出生の日に婚姻の届け出をし、その数ヶ月後に再び協議離婚の届け出をした。

3 長男出産前後から、X Y 間の関係が悪化、X が Y に暴行を振るったりしたこともあり、半年間ほど絶交状態となつたが、その後関係は修復した。

4 X は、某大学の教育学部の助教授であり、「ジェンダー論」も講義するなど「進歩的」な女性のようにも見える。一方、Y は百貨店の社員である。

5 Y は、平成 12 年頃、Y の勤める百貨店でアルバイトをして働いていた A 女と知り合い、交際が始まった。平成 13 年

4月、Yは女との結婚を決意した。Yは、同年5月の連休にXと京都旅行に行く予定をしていていたがキャンセルし、Xは一人で京都旅行に行くことになった。そして、Xが東京駅に帰った来たときにYは出迎え、その時に今までのような関係をもはや継続することは出来ず、外の女性と結婚する旨を告げた。

6 これに激怒したXは、16年間に渡ってXとYで築き上げた「パートナーシップ関係」を一方的に破棄し、他の女性と結婚したことは不法行為にあたるとして、1,000万円の精神的慰藉料の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。

地裁、高裁判決

一審の東京地裁（平成14年12月25日判決）は、XとYの関係は、法律上の夫婦同様の関係であるとは言えない上、終生相互に協力し扶助する義務があり、一方、当事者の意思を解消することが出来ない永続的な関係であると解することも出来ないとして、Xの請求を棄却した。

Xは、それに対して控訴した。

控訴審である東京高裁（平成15年8月27日判決）は、Xの控訴を一部認容し、X・Yの16年間の関係は、互いに生活上の「特別の他人」としての立場を保持してきたこととも認められ、YがXとの格別の話し合いもなく、突然、前記関係を一方的に破棄し、破綻させるに至ったことについてはXにおける関係継続に対する期待を一方的に裏切るものであって、相当とは認め難いとしてYに対し100万円の範囲で慰藉料を支払うことを命じた。

最高裁判決

これに不服として、Yは上告したが、最高裁（平成16年11月18日）は以下のように判示して、控訴審判決を破棄してXの請求を全て棄却した（判例時報1881号83頁～）。

即ち、「X・Yは男女の関係が継続している期間中といえども、住居を異にし、共同生活をしたことなく、各自自己の生計を維持管理しており、共有する財産もなかった。XはYとの間で二人の子を出産したが、子の養育の負担を負わないとの女性の要望に基づく両者の事前の取り決めに従い二人の養育には一切関わらず、又、出産の際にはY側から出産費用等として、相当額をその都度受領していた。そして、両者の間に民法所定の婚姻をする旨の意思の合致が存したことはなく、かえって両者の間に意図的に婚姻を回避していること、両者の間にその一方が相手方に無断で相手方以外の者と婚姻をするなどして、その関係から離脱してはならないとの合意もないこと等の事情においては、婚姻、内縁と同質のものとして存続の保障を認める余地はないことは基より、右関係の存続について、Xが法的な権利又は利益を有したり、Yが法的な義務を負うという関係ではなく、Yが他の女性と婚姻した

ことをもって慰藉料請求権が発生するほどの不法行為があると評価することは出来ない。」と判示した。

特別な他人の関係

- B この女性は、実際は、大変浅はかな女性ね。大学でジェンダー論なんてやっていて、学生に女性の自立を問っていたかも知れないけど、結局「女」だったのね。
- A 女性というのはそういうもんだろう。
- B 私の母がよく言ってたわ、「女は贈り物として育てられる」って。私は、それに腹を立てたけど、育児、料理、洗濯というのは私は好きよ。あなたに任せられないし…。家事だって重要な職業なのよ。料理の下手な人でも美人と言われる人がいるけど、それだけで魅力は半減すると思わない？？
- A その通りだ。
- B この「自立」の意味をXは分かってなかったのよ。残念だけど。
- A ただし、婚姻や内縁と呼ばれる関係以外に男女の結びつきを保障する関係があつてもいいのではないかね。
- B 出たわね、一見優しい男性の論理ね。
- A いや、女性の論理もあるよ。要は、他の女性（もしくは男性）とは性的関係を結ばないが相手とは法的に婚姻まではしないと約束してパートナーシップ関係を結ぶというのもあり得るんじゃないかな。この最高裁の論理に従えば。
- B 子どもが出来て、預金なども合意の基に二人で貯めたり支出したり共同管理する、たまに一緒に生活するという関係はあるわね。他にも、離婚か配偶者の死亡などで独身の中高年がお互い結婚は嫌だけど、一緒に住んで夫婦らしくするというのはあるわね。
- A だから、この最高裁の判例は、結婚でも内縁でも婚姻予約でもない男女の関係に一定の法的保障を与えようとしているようにも読めるんだよ。
- B だから、高裁はいち早くその事を理解し、100万円の認容判決をしたことになるのね。
- A その通り。やはり最高裁も正しいし、高裁も正しいと思うよ。

男女関係の多様化と差別の解消

- A 世の中、同性愛者の婚姻を認めようとしたり、夫婦別姓を認めようとしたり、6ヶ月の待婚期間の禁止や嫡出子推定の条項を撤廃しようとして、男女関係の多様性を肯定しているように見えるね。
- B それでいいのかいけないのか？それで結局泣きを見るのは女性なのよ。世の中に最後に残る差別が性差別なのよ。分かる？
- A 急に何だい？その飛躍は。

- B その思わないのが男性でもあるし、実は女性でもそう思っていない。この原告(X)がそのいい例よ。男女間の差別というのは、すごく根深いものがあることを男も女も知らない。
- A ヒラリーもいるし、小池百合子もいるし、メルケルもいるし、朴槿恵もいる。最近は女性が世の中を引っ張っていっているように見えるが…。
- B 分かったわ。話は相変わらず平行線ね。それじゃ、あなたのために夕ご飯を作つてあげることにしよう。

安部・有地法律事務所 所長